　公益財団法人さいたま市スポーツ協会

　小中学生等スポーツ活動事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）に加盟する競技団体（以下「加盟団体」という。）が実施する、主に市内に在住し、又は在学する小中学生等のスポーツ活動を対象とする事業（以下「スポーツ活動事業」という。）に要する経費の全部又は一部を協会が補助することにより、計画的で効果的なスポーツ活動事業を実現し、もって小中学生等の新たなスポーツ機会の場の創出及び競技力の向上を図ることを目的とする。

（補助対象経費）

第２条　補助の対象となる経費は、スポーツ活動事業に要する経費であって、当該年度に係るものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

⑴　営利を目的とし、又は営利事業を援助する事業

⑵　特定の政党の利害に関する事業

⑶　公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動に関する事業

⑷　特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業

⑸　参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超える事業

⑹　事業実施及び準備場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業

⑺　さいたま市（さいたま市教育委員会を含む。）の助成金等の交付を受ける事業

（補助金の交付額）

第３条　補助金の交付額は、１団体につき１事業当たり５０万円を限度とし、予算の範囲内で公益財団法人さいたま市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める額とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとするスポーツ団体は、小中学生等スポーツ活動事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

⑴　補助金の交付を受けようとするスポーツ団体の申請に係る年度の活動計画書又は計画見込書

⑵　補助金の交付を受けようとするスポーツ団体の申請に係る年度の予算書又は予算見込書

⑶　前２号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

２　補助金の交付を受けようとする団体は、前項の規定による申請を行う前に、次条に規定する小中学生等スポーツ活動事業選定委員会に対し、会長が別に定める規程に基づき、書類を提出の上、審査を受けなければならない。

（小中学生等スポーツ活動事業選定委員会）

第５条　協会は、次条の決定に際し、スポーツ事業の長期的・計画的な効果に係る意見を聴くため、小中学生等スポーツ活動事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、委員長及び委員６人以内をもって組織する。

３　委員長は、会長をもって充てる。ただし、会長が欠席した場合は副会長をもって充てることとする。

４　委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

⑴　協会副会長及び専務理事

⑵　さいたま市職員

５　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

６　前条の規定による申請を行ったスポーツ団体と利害関係を有する委員は、委員会の会議に加わることができない。

（補助金の交付決定）

第６条　会長は、第４条の規定による申請があった場合は、補助金の全部又は一部について交付を決定し、小中学生等スポーツ活動事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第７条　前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けたスポーツ団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに、小中学生等スポーツ活動事業補助金交付請求書（様式第３号）を会長に提出するものとする。

（事業実施状況の報告）

第８条　会長は、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の遂行の状況について報告させることができる。

（補助事業の変更）

第９条　交付決定団体は、補助事業の計画等を変更しようとするときは、小中学生等スポーツ活動事業補助金事業変更申請書（様式第４号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、申請のあった補助事業の変更を承認し、又は不承認としたときは、小中学生等スポーツ活動事業補助金事業変更決定通知書（様式第５号）により申請団体に通知する。

（実績報告）

第１０条　交付決定団体は、補助事業が完了したとき（前条の規定による廃止をしたとき又は当該補助事業に係る年度が終了したときを含む。）は、当該補助事業の完了後速やかに次に掲げる書類を添えて、会長に事業の実績等を報告しなければならない。

⑴　小中学生等スポーツ活動事業補助金事業実績報告書（様式第６号）

⑵　小中学生等スポーツ活動事業補助金事業決算書（様式第７号）

⑶　前２号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助の取消し等）

第１１条　会長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

⑴　虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を補助金の目的外に使用したとき。

⑶　補助事業を実施しなかったとき。

⑷　第４条第１項及び第２項の規定により提出した内容と著しく異なる事業を実施したとき。

⑸　第８条の規定による報告を怠ったとき。

⑹　第９条の規定による提出を怠り、会長の承認を受けずに事業を変更し、実施したとき。

⑺　前条の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

２　会長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定団体に対し、小中学生等スポーツ活動事業補助金交付決定取消等通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（帳簿等の整理保管）

第１２条　補助金の交付を受けた団体は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、平成２９年５月２４日から施行する。

平成３０年１０月１７日より一部改訂する。

令和元年１０月２１日より一部改訂する。